

ま え が き

国土交通省は、1990（平成2年）年に定めた「多自然型川づくり実施要領」を廃止し、新たな展開を図るべく「多自然川づくり基本指針」を策定しました。指針では、河川管理の全般について“川らしさを自然環境、景観、歴史、文化などの観点から把握し、その川らしさができる限り保全・創出されるように努める”としています。

「美しい山河を守る災害復旧基本方針：平成18年6月（社団法人 全国防災協会）」並びにそれを受けてまとめられた「環境に配慮したブロック護岸工法の手引き（案）：平成18年8月（社団法人 全国土木コンクリートブロック協会）」でも、これからの災害復旧工法のあり方として、従来の“規格品の安易な使用”を改め、河道特性を踏まえ、かつ河川環境の保全・復元を目的とした工法選定が重要としています。すなわち、単に環境という単語を頭に伏した製品を使用すれば河川環境に配慮したことになるという錯覚を改め、「河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うための工法を選定する」という考え方です。

北陸地方では、従来から機械施工可能な省人型製品の開発につとめ、しかも生産かつ普及の効率性を求めて製品デザインの一元化を推進してきました。

それらは「土木用コンクリート製品設計便覧」に収録し、鋭意普及を図っています。しかしながら、河川護岸ブロック等については、前述のような基本方針の変換もあり、機械施工可能な省人型製品という目的を目指しつつ、多様な製品規格を導入せざるを得ない状況下にあります。

すなわち、“被災前あるいは近傍と同程度の生態系が保全・復元可能な工法”に適う製品を供給する体勢を持たなければならないということです。

平成18年4月に改訂された「土木用コンクリート製品設計便覧」では、従来の方針を変更して環境配慮型の製品が多数掲載されるようになりました。

その内容は、北陸地方のコンクリート製品会社の創意によって開発された多様な製品を、「みなしの考え方」を取り入れた包括的掲載となっています。

本設計資料は、「土木用コンクリート製品設計便覧」に掲載された“環境配慮型製品”について、その分類規格毎に、北陸で生産・供給が可能な製品の、施工後の経過や景観状況を紹介するものであります。

この設計資料が、具体の工事施行に際し、製品規格の適正な選定並びに設計施工に役立てば幸いと考えています。

平成18年12月
環境ブロック研究会